

三菱電機ACサーボシステム セールスとサービス

No. 14-30B

国連の危険物輸送に関する規制勧告における、 ACサーボアンプ用バッテリーの対応のお知らせ

平素は、三菱電機ACサーボシステムに対し格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、国連の危険物輸送に関する規制勧告(以下、「国連勧告」という)にあわせ、国際民間航空機関(ICAO)の技術指針(ICAO-TI)、及び国際海事機関(IMO)の国際海上危険物規程(IMDG Code)において、リチウム金属電池の輸送規制に対して、ACサーボアンプ用バッテリーの梱装箱記載内容を2009年1月生産分より変更し対応しております。

このたび、国際航空運送協会(IATA)から2022年1月1日に発効されたIATA航空危険物規則書第63版への対応として、航空機輸送におけるリチウム金属電池の取扱い方法の変更箇所を下線/太文字にしてお知らせいたします。加えて、海上輸送時のリチウム金属電池の取扱い方法もお知らせいたします。

記

1. 対象機種

機種	形態	リチウム含有量	電池重量	備考
MR-BAT	単電池	0.48g	13g	リチウム含有量が0.3gを超えており、梱包要件によっては、危険物(Class9)に準じた扱いとなります。
MR-J3BAT	単電池	0.65g	16g	
MR-J3W03BATSET	単電池	0.65g	16g	
MR-BAT6V1SET(-□)(注1)	組電池(2本)	1.20g	34g	
MR-BAT6V1	組電池(2本)	1.20g	34g	
MR-BAT6V1BJ	組電池(2本)	1.20g	34g	
MR-J2M-BT(-□)(注2)	組電池(7本)	4.55g	112g	リチウム含有量が2gを超える組電池であり、梱包要件に関わらず、危険物(Class9)の扱いとなります。
MR-JBAT4	組電池(4本)	2.60g	64g	
MR-JBAT8	組電池(8本)	5.20g	128g	

注1. □ = 空欄又は英数字1桁が入ります。(A等)

注2. □ = 空欄又は英数字2桁が入ります。(EB等)

2. 目的

リチウム金属電池の更なる安全輸送の実施

3. 輸送時の取扱い方法

リチウム金属電池の輸送に関して下記の取扱い方法となっております。また、電池単体の航空輸送はUN 3090、機器同梱・組込の航空輸送はUN 3091、非危険物としての海上輸送はSP188に区分されます。

(1) リチウム金属電池の単体での航空輸送

梱包要件	区分	主な必要事項
リチウム含有量が1g以下で、 包装物あたり8個以下の単電池	UN 3090 PI968 Section II 2022年4月1日以降は Section IBに移行	・ 1.2m落下試験に合格した包装と、リチウム電池マーク(サイズ:100×100mm)が必須 ・ 2022年4月1日以降はSection IBの必要事項を参照してください。
リチウム含有量が2g以下で、 包装物あたり2個以下の組電池		
リチウム含有量が1g以下で、 包装物あたり8個を超える単電池	UN 3090 PI968 Section IB	・ 包装物あたりの電池総重量が10kg以下で、1.2m落下試験に合格した包装と、リチウム電池マーク(サイズ:100×100mm)が必須 ・ リチウム電池危険性ラベルの表示等、危険物(Class9)に準じた扱いが必須
リチウム含有量が2g以下で、 包装物あたり2個を超える組電池		
リチウム含有量が1gを超える単電池	UN 3090 PI968 Section IA	・ 包装物あたりの電池総重量が35kg以下で、国連規格容器に準拠した包装と、リチウム電池危険性ラベルの表示等、危険物(Class9)の扱いが必須
リチウム含有量が2gを超える組電池		

UN3090 PI968 Section IIに区分されるリチウム金属電池単体の輸送は、2022年3月31日までの3ヶ月の移行期間後、Section IBに準拠した取扱いとしてください。

発行 日付	2014年12月 改訂2022年1月	件 名	国連の危険物輸送に関する規制勧告における、 ACサーボアンプ用バッテリーの対応のお知らせ	三菱電機株式会社名古屋製作所 〒461-8670 名古屋市中区矢田南5-1-14 Tel (052) 721-2111大代表
----------	-----------------------	--------	---	--

2015年1月1日以降、リチウム金属電池単体の旅客機による航空輸送が禁止となっております。海上輸送、および貨物専用機による航空輸送の場合は、リチウム金属電池単体の輸送が可能です。

(2) リチウム金属電池の機器同梱・組込での航空輸送

- (a) 機器同梱する場合は、UN3091 PI969の必要事項に従ってください。
リチウム含有量/梱包要件によって、Section II/Section I の区分があります。
- (b) 機器組込する場合は、UN3091 PI970の必要事項に従ってください。
リチウム含有量/梱包要件によって、Section II/Section I の区分があります。
また、包装物あたりの電池の個数/合計重量によっては、特別な取扱いが不要となる場合があります。

リチウム金属電池の機器同梱・組込による輸送の場合は、旅客機による航空輸送が可能です。

(3) リチウム金属電池の海上輸送

梱包要件	区分	主な必要事項
リチウム含有量が1g以下の単電池	SP188	<ul style="list-style-type: none"> ・電池単体の場合、包装物総重量が30kg以下で、1.2m落下試験に合格した包装と、リチウム電池マーク(サイズ:100×100mm)が必須 ・機器同梱・組込の場合、包装物あたりの電池の個数によっては、特別な取扱いが不要となる場合があります。
リチウム含有量が2g以下の組電池		
リチウム含有量が1gを超える単電池 リチウム含有量が2gを超える組電池	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国連規格容器に準拠した包装と、リチウム電池危険性ラベルの表示等、危険物(Class9)の扱いが必須

4. 弊社出荷時の梱包箱

弊社から海外向けに直接、該当バッテリーを出荷する時は、リチウム電池マーク(図1)の表示を実施した梱包箱で出荷しております。

弊社から国内向けに出荷する梱包箱は、リチウム電池マーク(図1)表示を実施しておりません。海外に輸送される場合、お客様にてリチウム電池マーク(図1)の対応をお願いいたします。荷主責任はお客様となりますので、リチウム電池マーク(図1)のご相談は輸送業者までお願いいたします。また、危険物(Class9)の扱いとなる、対象バッテリーユニットの梱包箱につきましては、海外/国内向け共に国連規格容器に準拠した包装とリチウム電池危険性ラベル(図2)の表示を実施させていただいております。

以上は製品の機能、性能を変更するものではありません。



図1. リチウム電池マーク例



図2. リチウム電池危険性ラベル例

5. お客様輸送時の注意

海上輸送、及び航空輸送を実施される場合、及び弊社梱包を複数個まとめた(オーバーパック)場合にも、リチウム電池マーク(図1)が必要となります。危険物(Class9)の扱いとなる場合は、国連規格容器に準拠した包装が必要となりますので、危険物申告書と運送状(AWB)を申告の上、リチウム電池危険性ラベル(図2)を輸送時に梱包箱へ貼付いただけますよう、お願いいたします。

この資料はIATA危険物規則書第63版と海上輸送時に非危険物となる条件を示すSP188の概要をまとめたものです。IATA危険物規則書は毎年改定が実施され、その要求事項が変更されます。お客様にてリチウム電池を輸送される場合、荷主責任はお客様となりますので、お客様におかれましても必ず最新版のIATA危険物規則書と国際海上危険物規程(IMDG Code)をご確認いただくよう、お願いいたします。

改訂履歴

副番	発行日付	改訂内容
A	2017年1月	IATA危険物規則書第58版(2017年1月1日発効)対応しました。
B	2022年1月	IATA危険物規則書第63版(2022年1月1日発効)対応しました。 リチウム金属電池の海上輸送を追記しました。2018年12月31日までのラベルを削除しました。